

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおける景観形成の方向性と板橋区景観計画における景観形成の方針との関係性

：板橋崖線軸地区の方針を全文引用もしくは一部修正
：プランに基づいた独自方針

景観の将来像 (プラン P9)	景観まちづくりの方針 (プラン P9)	板橋区景観計画における景観形成の方針(たたき台)		地区の魅力・景観要素(プランより引用・加筆)
変化のある眺めと緑豊かで落ち着いた住宅地の景観	地形による変化のある 眺望を活かした 景観づくり	地形が生み出す変化のある眺望を 生かした街並み景観の形成	眺望を守るため、建築物や屋外広告物などの高さやみどりと調和した色彩に配慮した景観づくりを進める。	【起伏の豊かな地形が生む変化のある眺め】 ● 変化のある眺めをつくりだす資源 ● 地形による魅力的な景観 ➢ ダイナミックなスリバチ景観 ➢ 歩いて楽しめる小道の景観 ➢ 俯瞰するパノラマ景観
			坂道・高低差といった地形を守り、過去から受け継がれた眺望・見晴らしの保全に努める。	
			高低差のある地形が生み出す変化のある眺望を、活かした景観の形成を図る。	
			日常的に楽しめる眺望や意外な眺望に出会える景観づくりに努める。	
	崖線のみどりや 農地のみどりに 親しむ・楽しむ 景観づくり	崖線と農地のみどりに 調和・連続した景観の形成	家の周りなど、身近なところから緑を育て、崖線と農地のみどりに調和・連続した景観づくりを進める。	【大小さまざまなみどりが織りなす潤いのあるまちなみ】 ● 大小さまざまなみどり ● みどりがつくり様々な景観 ➢ 「崖線」がつくるみどり空間 ➢ 参道の並木 ➢ シンボルツリー ➢ あふれだす小さなみどり ● 様々な楽しみ方ができるみどり景観 ➢ おいしいみどり(農地) ➢ 音で楽しむ(水の音、風による植物の音)
			貴重な崖線や農地のみどりと隠れた湧水の名残が感じられる景観を守り、生かした景観づくりを進める。	
		みどりや水のうるおいある資源を 親しむ・楽しむ景観の形成	みどりや水の魅力ある資源を身近に感じ、触れられる景観づくりを進める。	
	歴史・文化を感じさせる 深みのある 景観づくり	歴史・文化的資源を感じさせる 風情・深みのある 景観の形成	歴史・文化的資源の周辺では、これらの景観資源の保全と歴史・文化的資源との調和に配慮した景観づくりを進める。	【重層的な歴史が編み出すまちなみ】 ➢ 神社仏閣 【地区住民の交流・地区への愛着を育む様々な活動】 ➢ 神事 ➢ 農に親しむ ➢ ハレの日
			歴史の再発見や培われてきた文化に触れられる景観づくりを進める。	

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおけるルール案【プラン P17, 18】

【共通ルール案】

全般

崖線や坂道などの公共空間と一体となったまちなみの形成に配慮する。

建築物の高さや規模、壁面の位置、形態・意匠などの工夫により周辺のまちなみとの調和を図る。

分節化など形態意匠の工夫や素材感のある材料の採用などにより壁面の圧迫感を軽減する。

【方針別追加ルール案】

	方針① 地形による変化のある眺望を活かした景観づくり	方針② 崖線のみどりや農地のみどりに親しむ・楽しむ景観づくり	方針③ 歴史・文化を感じさせる深みのある景観づくり
対象 敷地	崖線や坂道に面する敷地 崖上や坂上から見下ろされる敷地	崖線や農地に近接する敷地	歴史的建築物の周辺の敷地
配置・ 高さ・ 規模	坂道からの眺めに配慮した建築物の配置とする。 崖線や坂道の勾配に沿ったスカイラインの形成に配慮する。	崖線の樹林地と連続して見えるよう植栽スペースを配置する。 農地に面してオープンスペースを設け、圧迫感を与えない建築物の高さや規模とするなど農地との調和に配慮する。 崖線上の敷地では、崖線稜線部の樹林地から著しく突出しない建築物の高さとし、やむを得ない場合は上層部を崖線側から後退させる。 崖線下の敷地では、勾配に沿ったスカイラインの形成に配慮した建築物の高さとする。	神社や参道などの歴史的資源に面してオープンスペースを設ける。 参道の樹木の存在感を認識できるよう、建築物の高さや規模に配慮する。

青字：最終的には記載しないもの

赤字：プランに基づいた独自の基準

黒字：一般地域や重点地区（主に板橋崖線軸地区）の基準から引用

板橋区景観計画における景観形成基準（たたき台）

区分	景観形成基準
配置	【公共空間への配慮】 公園・緑地、農地周辺では、公園・緑地、農地内外からの眺望や敷地内・敷地周辺の緑の連続性が保全されるよう建築物・緑の配置に配慮する。 道路、公園などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側へオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となった街並みの形成を意識した配置とする。 景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮して、建築物の配置を工夫する。 【壁面の位置の配慮】 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 【歴史・文化的資源、自然等への配慮】 敷地内に、歴史・文化的資源や残すべき自然、崖線及び崖線に連続する緑がある場合は、これらを極力保全するとともに、これらを生かした建築物の配置とする。 【にぎわいづくりへの貢献】 商業施設では、街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する配置に努める。

区分	景観形成基準
高さ・ 規模	【公共空間からの眺めへの配慮】 道路、公園などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。 【周辺景観との調和】 周辺の街並みとの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。 崖線や坂道の勾配に沿ったスカイラインの形成に配慮するとともに、崖線上の敷地では、崖線稜線部の樹林地から著しく突出しない建築物の高さにするなど崖線からの眺望に配慮する。 農の風景を保全するため、圧迫感を与えない建築物の高さや規模とするなど、農地との調和に配慮する。 歴史・文化的資源に近接する敷地では、参道の樹木の存在感を認識できるよう、建築物の高さや規模に配慮する。

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおけるルール案【プラン P17, 18】

【共通ルール案】

全般

- 崖線や坂道などの公共空間と一体となったまちなみの形成に配慮する。
- 建築物の高さや規模、壁面の位置、形態・意匠などの工夫により周辺のまちなみとの調和を図る。
- 分節化など形態意匠の工夫や素材感のある材料の採用などにより壁面の圧迫感を軽減する。

【方針別追加ルール案】

	方針① 地形による変化のある眺望を活かした景観づくり	方針② 崖線のみどりや農地のみどりに親しむ・楽しむ景観づくり	方針③ 歴史・文化を感じさせる深みのある景観づくり
対象敷地	- 崖線や坂道に面する敷地 - 崖上や坂上から見下ろされる敷地	崖線や農地に近接する敷地	歴史的建築物の周辺の敷地
形態・意匠	- 見下ろす眺望の魅力や地形との調和に配慮して勾配屋根とする。 - 崖線上の敷地では、外壁の開口部やテラスの設置により眺望を享受できるよう工夫する。	- 崖線下の敷地では、沿道からの崖線の樹林地の見え方に配慮した建築物の形態や配置とする。 - 農地に近接する建築物では、農地に圧迫感を与えないよう建築物の形態や配置に配慮する。	- 和風の形態意匠としたり、木材や石材などの自然素材を用いる。 - 建築物の屋根は勾配屋根とし、歴史的資源と調和させる。

青字：最終的には記載しないもの

赤字：プランに基づいた独自の基準

黒字：一般地域や重点地区（主に板橋崖線軸地区）の基準から引用

板橋区景観計画における景観形成基準（たたき台）

区分	景観形成基準
形態・意匠	【周辺の建築物等との調和】 - 形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。 - 公園・緑地や農地に隣接する建築物は、これら周辺の緑との調和に配慮した形態・意匠とする。 - 周辺に、歴史・文化的資源や残すべき自然がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠とする。 - 景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。 【周辺景観、公共空間との調和】 崖線上の敷地では、眺望を享受できるよう工夫し、崖線下の敷地では、沿道からの崖線の樹林地の見え方に配慮した形態・意匠とする。

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおけるルール案【プラン P17, 18】

【共通ルール案】

全般

・崖線や坂道などの公共空間と一体となったまちなみの形成に配慮する。
・建築物の高さや規模、壁面の位置、形態・意匠などの工夫により周辺のまちなみとの調和を図る。
・分節化など形態意匠の工夫や素材感のある材料の採用などにより壁面の圧迫感を軽減する。

色彩

・屋根は周辺から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩とする。
・外壁のベースカラーは赤塚カラー（※1）と馴染む色彩など、周辺の自然やまちなみと調和する低彩度色を用いる。
・外壁にアクセント色を用いる場合は、赤塚カラーなどの周辺の自然やまちなみに影響を与えない色彩を用いて本地区らしいまちなみの表情や趣がある演出に配慮する。

【方針別追加ルール案】

	方針① 地形による変化のある眺望を活かした景観づくり	方針② 崖線のみどりや農地のみどりに親しむ・楽しむ景観づくり	方針③ 歴史・文化を感じさせる深みのある景観づくり
対象敷地	・崖線や坂道に面する敷地 ・崖上や坂上から見下ろされる敷地	・崖線や農地に近接する敷地	・歴史的建築物の周辺の敷地
色彩	・建築物の外壁の色彩は、見下ろす眺望の魅力を高めるため、地形をはじめとする周辺のまちなみと調和する落ち着いた色彩を用いる。 ・屋根の色彩は、落ち着いた色彩を用いる。	・崖線に近接する敷地の建築物の外壁は、崖線の樹林地の樹木の色彩との明度差が大きな色彩を避け、暖かさが感じられる落ち着いた低彩度の色彩を用いる。 ・農地に近接する敷地の建築物の外壁は、農地の赤土の色（赤塚カラー（※1））に調和するよう、温かみのある彩度を抑えた色彩を用いる。	・歴史的建築物に近接する敷地の建築物の外壁は、参道や境内の樹木の色彩（赤塚カラー（※1））と調和するよう、温かみのある彩度を抑えた色彩を用いる。

青字：最終的には記載しないもの

赤字：プランに基づいた独自の基準

黒字：一般地域や重点地区（主に板橋崖線軸地区）の基準から引用

板橋区景観計画における景観形成基準（たたき台）

区分	景観形成基準																																														
色彩 (外壁基本色) (強調色)	【周辺の建築物等との調和】 ・豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑や土などの風土に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きが感じられる色彩とすることとし、下表の色彩基準に適合するものとする。 <table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色※1</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>6 以上 7 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td><td>0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4 未満及び 7 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>4 以上 7 未満</td><td>1 以下</td><td>5.0Y～5.0G</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 6 未満</td><td>1 以下</td><td>その他</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr></table> （日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） ※1 強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能とする ※注 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	外壁基本色			強調色※1			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	6 以上 7 未満	3 以下	4 未満及び 6 以上	3 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下					4 未満及び 7 以上	3 以下	5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下	その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下
外壁基本色			強調色※1																																												
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																										
0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下																																										
	6 以上 7 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下																																										
0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下																																										
				4 未満及び 7 以上	3 以下																																										
5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下																																										
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																										
色彩 (アクセント色)	・アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 <table><tr><th>区分</th><th>色彩基準</th></tr><tr><td>面積の上限</td><td>・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。</td></tr><tr><td>節度ある使用</td><td>・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。</td></tr><tr><td>使用場所※2</td><td>・建物中低層部である 12m 以下の部分で用いる。</td></tr><tr><td>色数</td><td>・まとめりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。</td></tr><tr><td>彩度の上限※2</td><td><table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.0R～5.0Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> （日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） </td></tr></table> ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。 ・上記のほか地域性を考慮し、周囲から突出した色彩を抑えるとともに、周辺の緑や敷地内の植栽が美しく映える色彩計画を行う。	区分	色彩基準	面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下の部分で用いる。	色数	・まとめりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。	彩度の上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.0R～5.0Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> （日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）	アクセント色		色相	彩度	0.0R～5.0Y	彩度 8 以下	5.0Y～5.0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下																								
区分	色彩基準																																														
面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。																																														
節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。																																														
使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下の部分で用いる。																																														
色数	・まとめりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。																																														
彩度の上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.0R～5.0Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> （日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）	アクセント色		色相	彩度	0.0R～5.0Y	彩度 8 以下	5.0Y～5.0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下																																				
アクセント色																																															
色相	彩度																																														
0.0R～5.0Y	彩度 8 以下																																														
5.0Y～5.0G	彩度 6 以下																																														
その他の色相	彩度 4 以下																																														

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおけるルール案【プランP17, 18】				板橋区景観計画における景観形成基準（たたき台）	
【共通ルール案】				区分	景観形成基準
全般	・崖線や坂道などの公共空間と一体となったまちなみの形成に配慮する。 ・建築物の高さや規模、壁面の位置、形態・意匠などの工夫により周辺のまちなみとの調和を図る。 ・分節化など形態意匠の工夫や素材感のある材料の採用などにより壁面の圧迫感を軽減する。				
外構・緑化等	・塀や垣・柵を設ける場合は、通りからの見通しを確保して圧迫感を軽減する。 ・道路から見える部分に植栽・生垣などの緑を設けて沿道を緑化する。 ・地域のシンボルになっている樹木は樹形を活かした剪定など見え方に配慮する。 ・フラワーポットなどの小さな緑の配置により緑の連続性を確保する。 ・大規模な擁壁や法面を避けるとともに、緑化、自然素材の採用、表面仕上げの工夫などにより圧迫感を軽減する。 ・駐車場は通りから目立たないよう工夫し、空き地となった場合は緑地としての活用に努める。			公開空地 ・ 外構 ・ 緑化	【公開空地・外構デザインの工夫】 (オープンスペース・外構) ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・敷地接道部分に塀や垣・柵を設ける場合は、道路境界線からこれらを後退させ、また地盤面からの高さを低くし敷地内外からの見通しを確保するなど、通りへの圧迫感を軽減するよう努める。 【周辺景観に調和した緑化】 (緑化) ・敷地内に、崖線及び崖線に連続する緑がある場合は、これらの緑を極力保全するとともに、これらの緑との連続性に配慮した緑化に努める。 ・敷地内は建築物に調和した樹木や植栽など、できる限り緑化を図り、周辺の緑と調和させるとともに、通りに面する部分や角地、玄関周りの緑化を図り、沿道にうるおいのある街並み景観の形成に努める。 ・農地及び歴史・文化的資源の周辺では、景観資源と調和した景観となるよう、農地及び歴史・文化的資源周辺の緑との調和・連続性を意識した緑化を行う。 ・緑化に当たっては、武蔵野台地の地域固有・在来の樹種や食餌木など樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・小さな緑の配置等の工夫により、緑の連続性の確保に努める。 (その他) ・大規模な擁壁や法面を避けるとともに、緑化、自然素材の採用、表面仕上げなどの工夫により、圧迫感を軽減するよう努める。
【方針別追加ルール案】					
	方針① 地形による変化のある眺望を活かした景観づくり	方針② 崖線のみどりや農地のみどりに親しむ・楽しむ景観づくり	方針③ 歴史・文化を感じさせる深みのある景観づくり		
対象敷地	・崖線や坂道に面する敷地 ・崖上や坂上から見下ろされる敷地	・崖線や農地に近接する敷地	・歴史的建築物の周辺の敷地		
外構・緑化等	・塀は、自然素材を採用することなど、坂道の眺望の魅力を高める。 ・坂道に面して緑化を行い坂道の眺望の魅力を高める。 ・駐車場は配置の工夫や植栽による目隠しにより坂道の眺望の魅力を高める。 ・坂道に面して塀や生垣等を設けるなどしてビスタ状の景観の魅力を高める。	・農地に近接する敷地では、農地の緑と調和するよう敷地の周囲を緑化する。 ・敷地内や屋上などを緑化し、崖線の樹林地と連続して見えるようにする。 ・武蔵野台地の地域固有・在来の樹種や湿気に強い樹種(※2)を用いる。 ・崖線に近接する敷地では、食餌木(※3)など生態系との調和に配慮した植栽とする。	・参道の樹種と調和する地域固有・在来の樹種を用いる。(※2) ・参道から目立たない位置に駐車場を配置したり、目隠しとなる低木や生け垣を設けるなど歴史・文化資源との調和を図る。		
青字：最終的には記載しないもの 赤字：プランに基づいた独自の基準 黒字：一般地域や重点地区（主に板橋崖線軸地区）の基準から引用					

赤塚四・五丁目地区景観まちづくりプランにおけるルール案【プラン P17, 18】

【共通ルール案】

全般

- 崖線や坂道などの公共空間と一体となったまちなみの形成に配慮する。
- 建築物の高さや規模、壁面の位置、形態・意匠などの工夫により周辺のまちなみとの調和を図る。
- 分節化など形態意匠の工夫や素材感のある材料の採用などにより壁面の圧迫感を軽減する。

外構・緑化等

- 塀や垣・柵を設ける場合は、通りからの見通しを確保して圧迫感を軽減する。
- 道路から見える部分に植栽・生垣などの緑を設けて沿道を緑化する。
- 地域のシンボルになっている樹木は樹形を活かした剪定など見え方に配慮する。
- フラワーポットなどの小さな緑の配置により緑の連続性を確保する。
- 大規模な擁壁や法面を避けるとともに、緑化、自然素材の採用、表面仕上げの工夫などにより圧迫感を軽減する。
- 駐車場は通りから目立たないよう工夫し、空き地となった場合は緑地としての活用に努める。

【方針別追加ルール案】

方針①
地形による変化のある眺望を活かした景観づくり

方針②
崖線のみどりや農地のみどりに親しむ・楽しむ景観づくり

方針③
歴史・文化を感じさせる深みのある景観づくり

対象敷地

- 崖線や坂道に面する敷地
- 崖上や坂上から見下ろされる敷地

- 崖線や農地に近接する敷地

- 歴史的建築物の周辺の敷地

外構・緑化等

- 塀は、自然素材を採用することなど、坂道の眺望の魅力を高める。
- 坂道に面して緑化を行い坂道の眺望の魅力を高める。
- 駐車場は配置の工夫や植栽による目隠しにより坂道の眺望の魅力を高める。
- 坂道に面して塀や生垣等を設けるなどしてビスタ状の景観の魅力を高める。

- 農地に近接する敷地では、農地の緑と調和するよう敷地の周囲を緑化する。
- 敷地内や屋上などを緑化し、崖線の樹林地と連続して見えるようにする。
- 武蔵野台地の地域固有・在来の樹種や湿気に強い樹種(※2)を用いる。
- 崖線に近接する敷地では、食餌木(※3)など生態系との調和に配慮した植栽とする。

- 参道の樹種と調和する地域固有・在来の樹種を用いる。(※2)
- 参道から目立たない位置に駐車場を配置したり、目隠しとなる低木や生け垣を設けるなど歴史・文化資源との調和を図る。

青字：最終的には記載しないもの

赤字：プランに基づいた独自の基準

黒字：一般地域や重点地区（主に板橋崖線軸地区）の基準から引用

板橋区景観計画における景観形成基準（たたき台）

区分

景観形成基準

駐車場などの付属物

【公共空間への配慮】

(駐車場や駐輪場、自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの付属施設)

- 駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等については、公共空間からの見え方に配慮した配置とする。
- 建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）や自動販売機、ごみ置き場などの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵の設置、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。
- 駐車場は通りから目立たないよう工夫し、空き地となった場合は緑地としての活用に努める。

【建築物本体との調和・一体化】

(設備等)

- 屋根・屋上等に貯水槽や昇降機等の設備がある場合は、崖線の眺望に配慮した位置、構造とし、やむを得ず露出する場合は、色彩や素材などを工夫し、直接外部から見通せないよう努める。
- 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。

(照明等)

- 住宅地内及びその周辺では、点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。

【周辺景観に配慮した屋外広告物】

(屋外広告物)

- 看板などの屋外広告物は、デザインの統一を図るとともに、周辺の看板などの高さ、位置を揃えるなど、まとまりのある街並みの形成に努める。
- 周囲のまちなみに配慮するとともに、外壁の色彩との調和に配慮し、落ち着いた印象を与えるデザインとする。